

## 協議事項（４）回復期病床整備計画の適否について

### ○ 令和５年度回復期病床整備事業費補助金の取扱い

#### １ 回復期病床整備事業の募集について

- (１) 医療計画課は、医療機関に対し、「回復期病床整備事業の御案内」を送付するとともに、県医師会や病院協会等関係団体にも参考として通知する。
- (２) 各構想区域の地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という）において審議を行うため、回復期病床整備事業計画者（以下「事業計画者」という。）は、医療計画課に「回復期病床整備計画書」を提出する。
- (３) 計画書の受付期間は、以下のとおりとする。
  - ア 第１回推進委員会（令和５年８月～９月頃予定）での意見聴取分  
令和５年５月１５日（月）から令和５年５月３１日（水）まで
  - イ 第２回推進委員会（令和６年２月～３月頃予定）での意見聴取分  
本年１１月末を提出期限とする予定（医療機関等には再度案内を送付して周知する）
- (４) 事業計画者から提出された回復期病床整備計画書の内容について、医療計画課から推進委員会の事務局である基幹的保健所及び西尾保健所（以下「基幹的保健所等」という）に情報提供を行う。

#### ２ 推進委員会における意見の聴取について

##### (１) 推進委員会に提示する資料及び事業計画者との調整について

- ア 推進委員会における資料については、事業計画者から提出された回復期病床整備計画書とする。

##### 【資料の内容】

- １ 整備予定内容（開設者、施設名、施設所在地、整備内容及び整備予定時期）
- ２ 整備前後の当該医療機関の病床機能報告の状況
- ３ 整備前後の病棟の状況
- ４(1) 整備事業の目的（これまでの病床機能、今回、病床整備を行う背景及び新たに提供する予定の医療等）
- ４(2) 愛知県地域医療構想における当該構想区域の記載内容及び現状  
（参考事項：当該構想区域における直近の病床機能報告結果と必要病床数の状況）
- ４(3) 病床整備を行うに当たり、関連する事項（回復期機能への整備に当たり、急性期機能を担う医療機関との連携や近隣に所在する回復期機能を担う医療機関の状況等及び整備を行うにあたっての機器の整備や人材確保の有無）
- イ 基幹的保健所等は、推進委員会において事業計画者に計画内容を説明させるため、出席依頼等の調整を行う。

#### (２) 推進委員会における議事について

- ア 回復期病床整備計画について、計画事業者が今後担うべき医療機能から適当であると認められるかについて、推進委員会の意見を聴取する。
- イ 議事、会議資料及び議事録については非公開とする。
- ウ 事業計画者からの説明後、質疑時間を設ける。質疑終了後、整備計画内容の適否について、採決を行う。

#### ３ 結果の通知について

- (１) 基幹的保健所等は推進委員会終了後、速やかに議事結果を医療計画課宛てに文書で報告する。
- (２) 医療計画課から事業計画者に結果を文書で通知するとともに、推進委員会で計画内容が適当である旨の議決のあった計画について、補助金交付申請の手続きを進める。